



青年部活動報告！

令和元年 10 月 4 日(金)に開催された「中国・四国ブロック商工会青年部交流会 島根大会 主張発表大会」において、当商工会青年部所属の垣崎宏次さんが島根県代表として出場し「優良賞」を受賞されました！

発表内容は、「商工会青年部は発酵だ！」と題して、邑南町商工会青年部に加入することになった経緯や様々な課題に部員と協力しながら挑戦したこと、そして自身の在り方について熱く語っていただきました。中国・四国のそれぞれの県の代表 9 名の発表の後、審査の結果「優良賞」を受賞されました。全国大会へ出場できる「最優秀賞」まで一歩及びみませんでした。素晴らしい発表で審査委員の方々はもちろん他地域の青年部員の方々からも高い評価をいただきました。「最優秀賞」は広島県代表、高陽町商工会青年部の松下仁さんで、青年部部長として部員増強に取り組んだことについて発表されました。

その後の懇親・交流会では、他県の青年部員と様々な情報交換ができ、大変有意義な時間でした

！！来月号では、陰陽神楽共演大会について報告します！！

皆さん！お楽しみに！！



女性部通信



○10月19日 羽須美地区にて、「リゾート祭り 前夜祭」が開催され、羽須美支部では前夜祭のバザーでお祭りを盛り上げました！

バザーでは、人気商品「たこやき」をはじめ、新商品「ハーブ米 3色むすび」を販売しました。今回はイベントとしても初めての前夜祭開催ということでお客様は少なめ・・・(残念(T_T))でしたが、みんなで力を合わせて楽しく頑張りました～！

☆11月22日～23日は INAKA イルミです☆皆さん、羽須美にいらっしゃいませ～♪♪☆☆

○10月26日 陰陽神楽大会にて瑞穂支部ではバザーで盛り上げました！

今年も神楽は盛り上がり！その盛り上がりには花を✿添えました♪♪

○10月29日 女性部全国大会が松江市で開催されました！

来月号にて詳しく報告します^^

～ライフプランニング講座のお知らせ～

令和元年11月22日(金) 19:00～20:30に、出羽公民館(いきいきセンター瑞穂)にてライフプランニング講座を開催します！たくさんの皆様の参加をお待ちしております！参加して、勉強してみませんか??^^



～プレミアム商品券についてお知らせ～

●プレミアム付商品券の購入について

- ・販売期間：令和元年10月1日～令和2年2月28日
- ・販売時間：土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時（商工会本所、瑞穂支所、羽須美支所にて販売）

●プレミアム商品券の使用について

- ・使用期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日（期間を過ぎると商品券の使用はできません）

★プレミアム商品券換金について★

換金方法については、邑南町商工会商品券と同じですが、受け取られたプレミアム商品券が「50万以上」の場合には、その都度清算をさせていただきますので、速やかにご持参下さい。

プレミアム商品券の換金の期限は令和2年4月15日（令和2年4月30日が最終振込日）となっておりますので、ご注意下さい。

NEC玉川事業場で 邑南町特産品販売会を行いました！

10月9日～11日に神奈川県川崎市にある「NEC玉川事業場」内で、邑南町と邑南町観光協会と連携し、邑南町特産品販売会を行いました。約60品目の商品を持参し、NEC社員の方に直接販売しました。

この企画はNECレッドロケッツの合宿地としての取り組みの中で、販売会は今年で2回目の開催！昨年よりも今年はよりパワーアップして、デジタルサイネージで事業者様の声をお届け！動画で流すと、より臨場感があって、まるで店内の一角に邑南町が出張しているような雰囲気になりました！また、参加者で朝の出勤時間にチラシを配ったり声掛けをしたりと、全力でPRしました！

イベント全体を通じて、来場者の方々から商品について試食等を通じて多くの意見を頂き、商品の客観的な感想を聞くことができました。販売と共に、事業所のチラシやショップカードを配布し、知名度の向上に取り組みました。また、この企画で好評だった商品についてはNEC社員用のインターネット販売での採用も予定されています。

今後も玉川事業場だけでなく、全国の支所でも開催してほしいというお声をいただいています。皆さまのご協力、ありがとうございました！

販売会の後には、食品製造委員会を開催し、参加者全員でここまでのイベントをおさらい、来年度の方針等を考え意見交換をしました。食品製造委員会も全力で頑張ってます！



← 電車到着と同時に何百人！？もの社員の方が出勤されます！すごい勢い！

売場づくりも試行錯誤！⇒
どうしたら素敵に見えるかな・・・



10月1日から最低賃金が改定になりました！

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、産業や職種に関わりなく、常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されるものです。

なお、最低賃金制度には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金額	790 円 (時間)	全ての労働者へ適用。
----------	---------------	------------

**必ずチェック！
最低賃金**

保健課よりお知らせ～こころの健康づくり研修会～

誰もがいきいきと働くためには、心と身体が健康であることが大切！職場での円滑なコミュニケーション、相談しやすい職場環境づくり等にお悩みの管理職の方へ...是非、この講座をご活用ください！

詳しくは、別紙チラシを御覧ください！



会員の皆様へ商工会からお知らせです

商工会費（下期）の口座振替を
12月10日（火）にさせていただきます。
よろしくお願いいたします。



邑南町仕事づくりセンターよりお知らせ

新センター長着任式が行われました！

令和元年10月1日（火）田所公民館内 しごとづくりセンターおおなん Biz にて、新センター長の着任式が執り行われました。新センター長は 矢吹穰さん（31歳）出身は福島県、10月より邑南町に住んで、おおなん Biz でセンター長として勤務されます。

相談スケジュールは①9：00-10：00、②11：00-12：00、③13：30-14：30、④15：30-16：30※いずれも事前に電話またはFAXでの申込みが必要です。

矢吹センター長より：皆さんこんにちは！10月よりセンター長として勤務しております。邑南町に早く馴染んで、様々なご相談を受けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします！町の中で出会っても気軽に声をかけていただけるように精一杯がんばります！

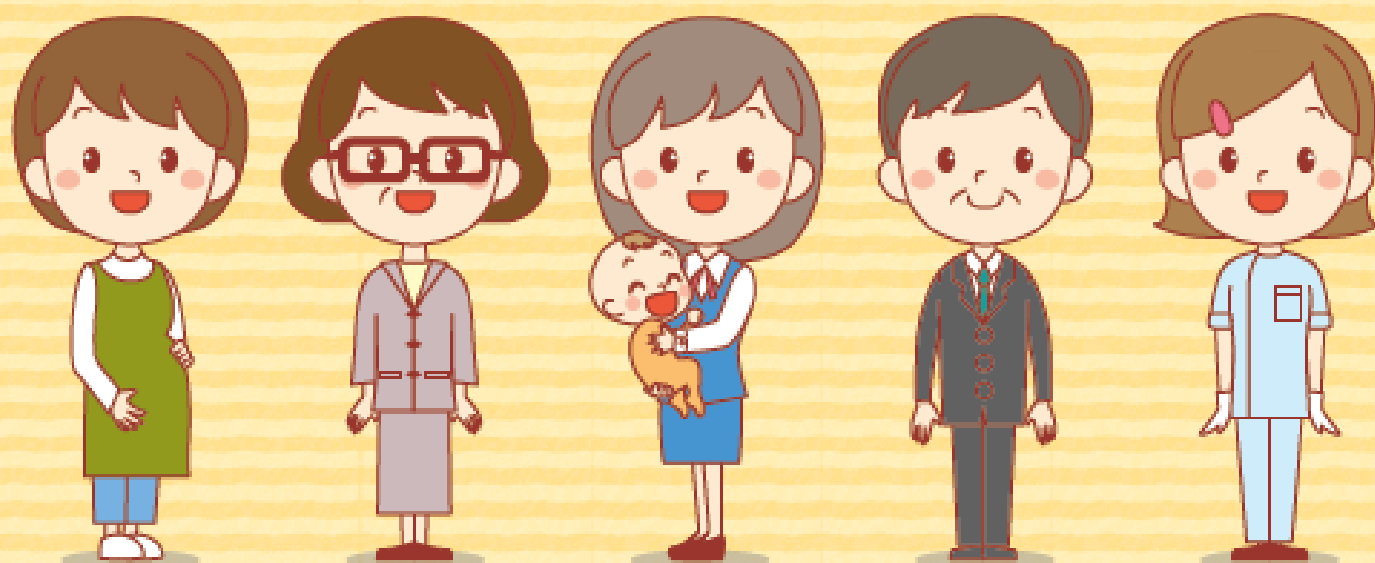
奨励金

20万円

または10万・40万円

事業主の
皆様へ

出産後の 職場復帰奨励金を ご活用ください



対象事業者

鳥根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)

支給要件

- ・従業員数50人未満の、鳥根県内の事業所(本支店、営業所等)
(例) サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。
- ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
- ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと

事業者への 支給額

出産後復帰した従業員の休業期間が

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 育児休業17か月以上 | 40万円/人 |
| ② 育児休業3か月以上17か月未満 | 20万円/人 |
| ③ 育児休業3か月未満または産休のみ | 10万円/人 |

申請期間

従業員が職場復帰して3か月经過後から1年間

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。

鳥根県商工会連合会

【本 所】〒690-0886 松江市母衣町55-4

TEL 0852-21-0651

【石見事務所】〒697-0034 浜田市相生町1391-8

TEL 0855-22-3590